

幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園の預かり保育について

無償化の対象	保育の必要性があり、在籍している幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の満3歳
給付額	①月額上限: 11,300円(住民税非課税世帯の満3歳は16,300円) ②日額単価450円×利用日数 ③実際の預かり保育利用料 ⇒①～③を比較し、最小となる金額を無償化上限額として給付します。
給付方法	法定代理受領 (市が無償化上限額を幼稚園に支払う方法) 利用者(保護者)は、無償化上限額の範囲を超えて預かり保育を利用した場合、 差額分のみ 在籍する園にお支払いいただく必要があります。

<例> 在籍する園の預かり保育を20日利用し、利用料が10,000円だった場合

日額単価450円×20日=9,000円

①11,300円>③10,000円>②9,000円より、9,000円が無償化上限額・・・市が幼稚園に支払う。

実際の預かり保育利用料が10,000円のため、

10,000円-9,000円=1,000円(差額分)・・・利用者(保護者)が在籍する園に支払う。

● 在籍する園と認可外保育施設等の預かり保育併用について

在籍する園の預かり保育実施時間が、平日8時間未満(教育時間含む)又は預かり保育年間実施予定日数が200日未満の場合、認可外保育施設等の併用が無償化対象となります。

併用分給付額	①月額上限: 11,300円(住民税非課税世帯の満3歳は16,300円) ②在籍する園の預かり保育無償化上限額 ⇒①から②を差引いた残額を無償化上限額として給付します。
給付方法	償還払い (市が無償化上限額を直接利用者に支払う方法) 利用者(保護者)は、認可外保育施設等を併用した場合、認可外保育施設等利用分を一旦お支払いいただく必要があります。 その後、認可外保育施設等から領収証及び提供証明書が発行されます。市に給付申請する際に必ず添付してください。各書類は市に直接ご提出ください(郵送可)。

<例> 上記の例で認可外保育施設等を併用し、利用料が5,000円の場合

在籍する園の預かり保育無償化上限額が9,000円のため、

①11,300円-②9,000円=2,300円・・・認可外保育施設等併用の無償化上限額

⇒認可外保育施設等に5,000円を一旦お支払いいただき、給付申請後、市が2,300円を直接利用者(保護者)にお支払いいたします。

<問合せ先>

町田市子ども生活部保育・幼稚園課
管理係 042-724-2138